

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

業務量の調整

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
 - ① 休日予約入院は原則禁止としています。
 - ② 時間外緊急入院患者は状況に応じて病棟を選択し、急性期病棟看護師の負担標準化を図っています。
 - ③ 急性期病棟においては、手術・処置・検査予定に応じ、早出・遅出要員を配置し、負担軽減を図っています。
 - ④ 回復期リハビリテーション病棟においては、患者数並びに重症度に応じ看護補助者の早出・遅出・夜勤要員を配置し、負担軽減を図っています。
 - ⑤ 定期薬の処方、オーダーについては、原則時間内としています。

看護職員と他職種との業務分担をおこなっています。

- ・ 薬剤師
- ・ リハビリ職種
- ・ 臨床検査技師
- ・ 臨床工学技士
- ・ 社会福祉士
- ・ 歯科医師・歯科衛生士
- ・ その他

看護補助者の配置

- ・ 回復期リハビリテーション病棟に夜勤看護補助者を配置しています。

短時間正規雇用の看護職員の活用

- ・ 育児・介護休業等に関する内規（制定：平成 22 年 6 月 29 日）を定め、育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用する体制を整備しています。

多様な勤務形態の導入

- ・ パートタイムでの看護要員を採用しています。

妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・ 院内保育所を設置し、平日 7:00 から 20:00 までの保育を行っています。
- ・ 育児・介護休業等に関する内規に「深夜業の制限」を定め、夜勤の減免制度を導入しています。
- ・ 育児・介護休業等に関する内規に「所定外労働の免除」を定め、休日勤務の制限制度を導入しています。

- ・有休休暇については半日単位の取得を認めています。
- ・育児・介護休業等に関する内規に「所定労働時間の短縮措置等」を定め、所定労働時間の短縮制度を導入しています。
- ・毎年 1 回、上長によるヒアリング（面接）を行い、希望等による他部署等への配置転換を行っています。

夜勤負担の軽減

- ・夜勤従事者の増員を図っています。
- ・年 2 回の意見交換を行い、月の夜勤回数の上限を設定しています。なお、やむを得ずその上限を超えた職員に対しては夜勤手当を割増支給しています。

今年度の具体的な取組内容

- ・看護職員の勤務体制については看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため勤務割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・有休休暇の取得についてはこれまでも向上に務めてきましたが、本年度においては個別に意見聴取し計画的な取得により 10 日以上付与の者は必ず 5 日以上取得を実践するとともに、さらなる取得率の向上に努めます。
- ・引き続き、看護職員の定着・確保に努めます。
- ・本件については全職員に周知します。

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

- ・初診時の予診の実施：問診については、問診票を用い受付事務職員が行い、看護職員が確認の後、医師に報告しています。
- ・入院の説明の実施：入退院支援センターにて専従看護師他多職種により実施しています。
- ・退院調整：専従・専任の社会福祉士により実施しています。
- ・服薬指導：薬剤師により入院患者への服薬（薬剤管理）指導を実施しています。外来患者については院外処方（94.7%）としています。
- ・静脈採血等の実施：日本看護協会の指針に基づき看護師により実施しています。1999（H11）年4月より外来患者採血については臨床検査技師も実施しています。
- ・検査手順の説明の実施：ルーチンの検査説明については外来看護師が行っています。
- ・超音波検査等：腹部・心臓・下肢血管超音波検査については臨床検査技師も行っています。また、神経伝達速度測定も臨床検査技師が行っています。
- ・その他：
 - ① 医師事務作業補助者を配置しています。
 - ② 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制を実施しています。等

今年度の具体的な取組内容

- ・医師の宿日直体制については医師の負担の軽減及び処遇の改善に資するため医師当直割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・医事事務作業補助者配置の維持・発展に努めます。
- ・有休休暇の取得についてはこれまでも向上に務めてきましたが、本年度においては個別に意見聴取し計画的な取得により10日以上付与の者は必ず5日以上の取得を実践するとともに、さらなる取得率の向上に努めます。
- ・引き続き、医師の確保に努めます。
- ・本件については全職員に周知します。